

香港日本産農水産物・食品輸出商談会2019

今回、ジェトロでは、新たに日本産食材の購入に関心を示す現地中華レストラン関係者や輸入会社、卸・小売会社など、現地バイヤーとの商談会を香港にて開催いたします。香港は、日本からの農林水産物・食品輸出（金額ベース）において輸出額全体の約4分の1を占め、我が国最大の輸出先となっており、2017年の輸出額は、1,877億円と過去最高を記録しました。一方、新たに日本産食材に関心を示す現地の中華レストランシェフも数多く存在し、依然として販路拡大の可能性を秘めている市場とも言えます。

本商談会では、在香港バイヤーに加え、近隣のマカオや中国広東省のバイヤーなどにもお声がけをする予定です。また、現地食品コーディネーターによる香港市場のブリーフィングや、希望される方には個別相談のプログラムをご用意しております。香港への輸出にご関心のある事業者の皆様は、是非この機会をご活用ください。

■ 商談会概要

主催	日本貿易振興機構（ジェトロ） ※本事業は農林水産省補助事業で実施しています。
日程 (予定)	2019年1月15日（火）午後：参加者オリエンテーション、香港市場ブリーフィング 1月16日（水）：商談会 1月17日（木）：個別面談（希望者のみ）
場所	香港内ホテルにて開催（調整中）
募集対象	日本産農水産物・食品を取り扱う企業、農業法人および生産者団体等
募集定員	35社
商談来場者	香港および近隣地域の中華レストラン関係者（バイヤー、シェフ等）、輸入会社、流通会社、小売会社等（予定）
申込方法	以下のウェブページよりご登録下さい。参加の可否は11月初旬頃にジェトロよりお申込者に対して、直接メールにて連絡いたします。
応募ページ	http://www.jetro.go.jp/events/afb/5113bc894d693ecd.html 登録後は確認のため電子メールが送付されます(出品の承諾ではございませんのでご注意ください)。
申込期間	2018年9月14日(金)～10月9日（火）12:00まで



前回の商談会の様子

＜ポイント1＞
日本産食材・食品購入に関心が高い現地のバイヤー(飲食・卸・小売・)と直接商談ができます！

＜ポイント2＞
出品料・通訳費は無料です！

■対象品目

対象：香港へ輸出可能な日本産の農水産物・食品全般

<ジェットロが本商談会において定める有望商品>

中華料理の食材として使いやすい品目（水産物・水産加工品、肉類、青果物、調味料）

※香港の輸入規制については、末尾の「輸入制度に関する情報」をご参照ください。

■費用等について

- ・本商談会は「**現地集合、現地解散**」型です。
- ・商談会およびその他の費用負担は、以下の通りです。
 - ◆**主催者(ジェットロ)負担：**
オリエンテーション・商談会を実施する経費（会場費、通訳費、バイヤー来場アレンジ費、共用設備レンタル費）等
 - ◆**参加者各自負担：**
日本⇄香港の往復航空券代（燃油サーチャージ、空港税・出入国税、保安料、航空保険料含む）、宿泊費、移動に伴う交通費、食事代、商談に使用するサンプル・試食用食材費、試食用消耗品（紙皿、紙コップなど）、梱包・輸送費、その他上記「主催者（ジェットロ）負担」に定める以外の全ての経費

■お申し込み方法 ※以下ステップをすべてを完了して正式なお申込みとなります。

①企業情報 入力

ステップ①

・ジェットロHPの応募ページにアクセスし、以下2種類の申込フォームに企業情報をご入力ください。

申し込みフォーム<企業情報> https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/honkon19_1
<商品情報> https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/honkon19_2

・入力完了後、メールが配信されますので、ステップ②へお進みください。

②イベント 登録

ステップ② 【締切り：10月9日（火）12：00】

・以下イベント参加申し込みページにアクセスし、ご登録ください。
イベントページ：

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0052584A>

※初めてご利用の方は、顧客情報の登録が必要です。

お申込み完了

（参加の可否は2018年11月初旬頃までにジェットロよりお申込者に対して、直接メールにてご連絡します。）

■ 選考方法

提出いただいた「企業・商品情報」をもとに、下記「審査の基準」に則しジェットロにて審査を行い、参加者の選定を行います（同点の場合は先着者を優先）。なお、結果の詳細は回答できかねますので、予めご了承ください。

必須条件

以下の条件を必ずご一読のうえ、お申しください。以下の条件を満たしていない場合は、お申しいただいても参加をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

①参加者の要件

- 参加目的が取引先の発掘・継続取引であること。（プロモーションや調査のみではない）
- 本商談会参加後も海外からの引き合いに対応可能な当事者がいること。当該事業の会期中、商談に対応可能（諸条件の提示等）な当事者が常駐すること。
- 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- 英語もしくは現地語で商談用資料（※企業情報、商品情報（価格含む））を既に用意しており、ジェットロが求めた際は速やかに提出することに同意していること。もしくは会期までに用意し、ジェットロに提出することを同意していること（参考資料「[FCP Sample 日本語記入例（輸出商品紹介シート）](#)」「[FCP Sample 英語記入例（輸出商品紹介シート）](#)」をご参照ください）。

②出品物の要件

- 日本国内で生産された農林水産物・食品、もしくは日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。
- 検疫、衛生基準等の輸入規制に十分対応していること。

③規定の遵守

- ジェットロが成果把握の為に開催中アンケート、フォローアップアンケート等に協力することに同意していること。
- ※アンケート・調査については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となりますので、必ずご協力ください。
- 事業案内書の内容、条件に同意していること。
- 過去2年間、ジャパンパビリオン/海外商談会に参加した際にジェットロが定めた規則に違反していないこと。

審査の基準

1. 当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面及び輸入販売規制での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のジャパンパビリオン/海外商談会におけるルールへの遵守状況

※募集定員を超えない場合でも商品のラベル表示・商標が日本国内の関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際には、参加をお断りする場合がございます。

■ご参加にあたっての留意事項

商談会に関して

- ・ 本商談会における実際の商談・取引は、お客様の判断と責任で行って頂きます。万一お客様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
- ・ 参加者に基礎知識を習得していただくためのセミナー等を実施しておりますので、ご活用ください。
【（農林水産物・食品分野）2018年度出展海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画】
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html
- ・ 商談会へ招致するバイヤー（中華レストラン関係者、卸売、小売、流通会社等）は、ジェトロが広くお声かけし、バイヤーが自由に日本企業と商談する形式のため、特定のバイヤーの来場の有無、来場時間をお伝えすることができません。また参加企業間で商談件数が異なることを予めご理解願います。もし、特定バイヤーとの商談希望がある場合は、申込フォームにご記入下さい。ただし、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。
- ・ バイヤー情報については参加決定後、連絡致しますが、直前で変更となる可能性があることを、ご了承ください。
- ・ ジェトロは、ご希望に応じて通訳を準備しますが、ビジネスの仲介に責任を持つものではありません。また、通訳に対するご要望にはお応えできかねますので、あらかじめご了解ください。
- ・ 会場全体の基本的構成、会場内でのブース位置は出品内容によりジェトロにて決定させていただきますので、あらかじめご承知置きください。

免責

- ・ 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により商談会又は関連事業の一部、又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは参加申込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、参加者がお支払い頂いた航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害をジェトロが補填することは致しかねます。
- ・ 予定しているスケジュール期間内およびその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
- ・ ジェトロは、盗難、火災、会場内での事故、その他一切の原因を理由とする損害、損失、損傷についての責任を負いません。
- ・ 相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。
- ・ ご提供頂いた個人情報は、事業実施のため、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ 出品商品についてはジェトロで事前審査し、輸出が困難と判断された場合は、採択後であっても参加をご遠慮頂く場合がございますので、ご了承ください。

本商談会についてのお問い合わせ先

ジェトロ 農林水産・食品部 農林水産・食品事業推進課 担当：伊藤、河浦、金成
(TEL) 03-3582-5546 (E-mail) afb-bizmatch@jetro.go.jp

輸入制度に関する情報

香港輸入規制に抵触する商品は輸出できませんので、お申し込みの前に必ずご確認ください。

出品商品についてはジェトロで事前審査し、輸出が困難と判断された場合は、一旦参加可のご連絡を差し上げた後であっても参加をご遠慮頂くことがございますのでご一読ください。

放射性物質に関する輸入規制	
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応	http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html (「諸外国・地域の規制措置」をご確認ください。)
香港の輸入規制の措置概要	http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/1_hk_kisei_1807.pdf
日本から輸出する際の検疫条件一覧	
家畜衛生条件 動物検疫所HP	http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/ (畜産物(輸出)の項目参照)
輸出条件早見表 植物防疫所HP	http://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_yubin.pdf
現地輸入規則および留意点	
現地規則概要	https://www.jetro.go.jp/qatop/asia/hk/foods/qa/
日本からの輸出に関する制度	https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide/

■ 制度的制約（検疫・安全規制等、原発関連規制等）

- ・ 福島県産の牛乳、乳飲料、粉乳、野菜、果物は、輸入停止となっています。
- ・ 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県産の牛乳、乳飲料、粉乳、野菜、果物は、日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書および輸出事業者証明書が要求されています。また、上記5県の水産物、食肉、家禽卵は、日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書の提出が要求されています。
- ・ 国内において豚コレラの疑似患畜が確認されたことから、一部輸出検疫証明書の交付が停止されております。詳しくは「[豚コレラの発生に伴う豚肉等の輸出停止について](http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/)」<http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/>をご確認ください。
- ・ 食肉、家禽卵、米等の輸入には輸入ライセンスが必要です。牛乳・乳飲料、冷凍菓子は事前許可の取得が必要です。食肉（牛・鶏）に関しては日本国内で許可された対香港輸出食肉取扱施設で、家禽卵と卵製品は日本国内で許可された対香港輸出卵等取扱施設で処理されたもののみ輸入が可能です。
- ・ 食肉、家禽卵、卵製品、牛乳・乳飲料、冷凍菓子、水産物等は輸出国衛生証明書等の提示が求められます。